

展示品紹介



くじかたおさだめがき

③ 公事方御定書

裁判の基準を
定めるために
くじかたおさだめがき
公事方御定書を制定し
よう……！



とくがわよしむね
8代将軍：徳川吉宗

一火附者年執放取を
 人殺之故并宗任を
 一之殺二日晒一日川也活扱と禁日
 者晒と禁切懸打懸者何と死
 地之殺の家之川也獄日自負之
 家之死眾之地之殺者川也獄日
 日自負の負の家之を治之入之親取
 川也獄日自負者川也死眾切
 者死眾 但多座之候を治取ふ迄
 一親殺者川也と禁日自負の親取
 禁日切懸打懸者死眾
 一男伯人伯母名押殺者川也獄日

主に庶民しよみんを対象としたもので、
 寛保2年かんぼう（1742）にひとまず完成しました。



この人が大岡忠相

ちなみに、^{おおおかただすけ}吉宗は^{まちぶぎょう}大岡忠相を町奉行にするなど
^{じんざいとうよう}人材登用にも熱心でした。

絵：大岡政談 天一坊実記（当館蔵）

